

農薬の安全使用——農薬危害防止運動月間にちなんで——

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課農薬対策室 きの
した
みつ
あき
木
下
光
明

はじめに

農薬危害防止運動月間にちなんで、その概要を示すとともに、その背景である農薬の安全使用全般について、各種基準を中心に以下に概略する。

I 農薬危害防止運動とは

農薬危害防止運動は、厚生省及び都道府県との共催で昭和28年から実施されてきており、当初は有機リン剤等による散布中の中毒事故の防止のための運動であったが、現在では幅広い観点からの種々の取り組みがなされている。

すなわち、危被害事故や無登録農薬等の不法販売の防止に加え、農産物の安全性確保や生活環境の保全の観点からの農薬の適正使用指導の徹底、ゴルフ場等農耕地以外の場所での農薬使用の適正化、消費者等広く一般への農薬の正しい理解の普及等も目的として、テレビ、ラジオ等の放送、ポスターの掲示、新聞による広報などの活動が進められている。

このように農薬危害防止運動の幅が広がったことに伴い、特に各都道府県においては、発生予察事業、農薬安全指導等特別対策事業、農薬安全使用推進・啓発事業、農薬水質影響総合対策事業等を積極的に活用し、農薬の適正使用指導の徹底を図り、散布者の安全確保はもとより、農産物の安全確保や生活環境保全の取り組みを行うこととしている。

II 農作物の安全の確保について

残留農薬基準とは、厚生省が食品衛生法に基づいて定めた食品規格であり、この規格に合わない食品の製造、加工、販売、使用をしてはならないこととなっており、基準値をオーバーした農産物は販売できず、罰則が適用される場合がある。本基準は昭和53年までに26農薬について設定されて以降、平成3年までは改正はなかったが、平成4年以降追加されており、現在は合計89農薬について設定されている。

残留農薬基準の設定されたもので国内で登録のある農薬について、農薬の安全かつ適正な使用についての指導

を一層進めるため、農薬取締法に基づき、農薬の使用の時期及び方法その他の事項について使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、公表している。本基準は昭和53年までに20農薬について設定されて以降、平成3年までは改正はなかったが、平成4年11月に全部改正を行い、以後毎年2回のペースで追加設定、削除または一部改正を行っており、現在は合計68農薬について公表している。

また、農薬登録のために環境庁長官が、農作物などの利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかどうかの基準を定めることとなっている。当該農薬を食用作物に使用する際、この基準値を超えるような使用方法の申請は保留されることから、作物残留に係る農薬登録保留基準と呼ばれているが、上記の残留農薬基準が定められていれば、それが農薬登録保留基準になる。なお、農薬登録保留基準を決めるときの毒性学的資料の評価などは残留農薬基準の場合と同様である。ただし、これから使用される農薬なので野菜類や果実類といった食品群ごとに定めるのが通例となっている。

安全使用基準や登録保留基準に定められた範囲での具体的な使用時期、回数等は農薬のラベルに記載されている。

III 環境の保全について

平成4年12月には水道法に基づく水道水の水質基準が、平成5年3月には環境基本法（当時は公害対策基本法）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準が、それぞれ改正され、水質汚濁防止法に基づいて、公共用水域等の水質の汚濁状況の監視等が行われている。また、水田で使用する農薬については、登録検査段階で作物残留と同様に水質汚濁に関しても登録保留基準を設定することとなり、本基準を超える場合は登録が保留されることになる。

使用場面については、従来より、「水産動物の被害の防止に関する安全使用基準」は設定されていたが、平成6年4月19日には環境基準の設定された4農薬について適正使用の徹底を図るため、「水質汚濁の防止に関する安全使用基準」が新設された。

また、農薬取締法に基づき水質汚濁性農薬の指定が行われている。従来より、魚の被害の防止の観点から現在

表-1 農薬関係基準・指針一覧

基準等の名称又は略称	根拠法令等	設定農薬数	最終改正
安全使用基準(作物残留)	農薬取締法	68	平 6.4.19
同(水産動物の被害防止)	同上	38	同上
同(水質汚濁の防止)	同上	4	同上
同(空中散布)	同上	43	同上
登録保留基準(作物残留)	同上	221	平 6.4.6
同(水質汚濁の防止)	同上	22	同上
残留農薬基準	食品衛生法	89	平 5.9.14
水道水質基準(基準項目)	水道法	4	平 4.12.21
同(監視項目)	通達(厚生省)	11	同上
水質環境基準(健康項目)	環境基本法	4	平 5.3.8
同(要監視項目)	通達(環境庁)	12	同上
公共用水域等における農薬の水質評価指針	同上	27	平 6.4.15
土壤環境基準	環境基本法	5	平 6.2.21
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針	通達(環境庁)	30	平 4.12.21

登録されているものではベンゾエピン及びプロテノンが指定されていたが、平成 6 年 4 月 18 日に人畜の被害の防止の観点からシマジンが指定された。水質汚濁性農薬に指定されると、都道府県知事が必要に応じて規則により許可制とすることができるほか、販売店においては、より詳細な帳簿の記載が求められ、使用者においては、改良普及員や病害虫防除員または必要に応じて農薬管理指導士、緑の安全管理士等の指導または講習会を受けるように努めなければならない。

なお、水道水質基準や環境基準は、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準を基とし、安全性を十分考慮して設定されており、公共用水域の水質の評価は年間平均値で行うべきものとされており、表

-1 にあげた要監視項目や水質評価指針においても同様の考え方である。

空中散布については、従来より「農林水産航空事業実施指導要領」に基づき対策が講じられてきたが、危害防止を一層徹底するため、平成 6 年 4 月 19 日に「航空機を利用して行う農薬の散布に関する安全使用基準」が新設された(本号 31 ページのトピックス「農薬による水質影響関連対策の最近の動き」参照)。

IV 使用者の安全確保等について

それぞれの農薬について、その毒性試験結果及び作物ごとの使用方法での暴露量から農薬使用者の健康を保護するため、マスク、メガネ、防除衣等の防護器具及びその他の注意事項が、それぞれの農薬のラベルに記載されている。

また、昨年、石灰硫黄合剤を他の資材と混用した不適正な使用による事故も起こっているが、そのような注意事項が農薬のラベルに記載されているので、よく読んで使用する必要がある。

その他の危害防止については作物及び後作物への薬害の防止、周辺の養蜂・養蚕・家屋・自動車の塗装等への危害防止についても配慮が必要である。

お わ り に

上記の各種基準等に従って定められた適正な使用方法は、それぞれの農薬のラベルに記載されているので、よく読んで正しく使用することが重要である。

なお、農薬の種類ごとに設定されている基準・指針は多数あり、それぞれの細かい内容についてはふれられなかったもので、表-1 を参照されたい。

新しい「植物防疫」専用合本ファイル

本誌名金文字入・美麗装幀

本誌 B5 判 12 冊 1 年分が簡単に自分で製本できる。

- ①貴方の書棚を飾る美しい外観。 ②穴もあけず糊も使わず合本できる。
- ③冊誌を傷めず保存できる。 ④中のいずれでも取外しが簡単にできる。
- ⑤製本費がはぶける。 ⑥表紙がビニールクロスになり丈夫になった。

改訂定価 1 部 720 円 送料 390 円

ご希望の方は現金・振替で直接本会へお申込み下さい。

